

令和7年第6回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月3日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	中村美穂	議員	2番	檜鼻貴博	議員
3番	速水真由子	議員	4番	松本弘康	議員
5番	久保幸子	議員	6番	岩本克己	議員
7番	谷川暢一	議員	8番	川島富士夫	議員
9番	倉谷明	議員	10番	増井文雄	議員
11番	藤田正美	議員	12番	熊谷勘信	議員
13番	辻岡正和	議員	14番	北原武道	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美 名 子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二 本 松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観 光 ま ち づ くり 課 長	池 田 和 哉
税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子 育 て 支 援 課 長	原 田 太 輔
健 康 医 療 課 長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上 下 水 道 課 長	宮 田 雅 秋	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	中 西 み や 子	歴 史 文 化 課 長	吉 村 卓 也
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第62号 若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について

日程第 4 議案第63号 若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 6 4 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 発議第 4 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 5 号 集落基盤整備事業実施計画の策定について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 令和 7 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 6 7 号 令和 7 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 令和 7 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 令和 7 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 令和 7 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 令和 7 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 令和 7 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 3 号 令和 7 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 4 号 令和 7 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 5 号 令和 7 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 6 号 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 7 7 号 縄文の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 7 8 号 自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 7 9 号 若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 8 0 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 8 1 号 若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 8 2 号 世久見うみべの家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 8 3 号 若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 8 4 号 若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 8 5 号 若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 8 6 号 若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の

指定について

(午前 9時13分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、招集されました令和7年第6回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを、心より御礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、条例の改正、また、令和7年度各会計の補正予算、そして、指定管理者の指定などが主なものであります。

慎重な御審議と、円滑な議事運営に、御協力を賜りますことをお願いいたします。

議員、理事者各位におかれましては、御自身の健康から、まずは十分に御留意いただき、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和7年第6回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

皆様、おはようございます。

本日、令和7年第6回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日がたつのは早いもので、師走に入り、去る12月1日には、三方湖の冬の風物詩であるたたき網漁が解禁となりました。

また、今年は夏の日照りを受け、お米の収量も心配されましたが、無事に収穫することができており、安堵しているところでございます。しかしながら、米の価格や食料品の価格高騰は続いており、家計への負担が大きくなるなど、住民生活にも厳しい状況が続いております。

このような中、国においては、石破政権から高市政権へと変わり、強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定をなされ、地域のニーズに応じたきめ細かい物価高騰対策を支援する重点支援地方交付金をはじめ、物価高から国民生活を守るための緊急対策が、国会において今議論されているところでございます。町といたしましても、引き続き、国の動向に注視をしながら、物価高騰対策をスピード感を持って実現できるように準備

を進めてまいります。

さて、本定例会に御提案をさせていただきます案件は、条例の一部改正、令和7年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、指定管理者の指定などの案件を御提案させていただいております。

議員の皆様には、十分御審議をいただき、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番松本弘康議員、5番久保幸子議員を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第62号から日程第5 議案第64号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第3、議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について」から、日程第5、議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第62号から議案第64号までの3議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第62号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について」であります。国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいためこの案を提出するものであります。

次に、議案第63号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」並びに議案第64号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これらは令和7年8月7日に出された人事院勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、また、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料表等を改定するため、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、3議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

これより質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第64号の3議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、議題となっております3議案については、議案付託表

のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第6 発議第4号～

次に、日程第6、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

谷川暢一議員。

○7番（谷川暢一議員）

それでは、発議第4号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明をいたします。

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、令和7年8月7日に出された人事院勧告等を参考とし、議員の期末手当の額を改正したく提出するものです。

この人事院勧告では、物価高騰や民間給与の上昇が顕著となっていることから、ここ4年連続して民間給与等の動向に合わせるため公務員の特別手当をはじめとした給与の引上げについて言及しております。

そうした中、県内自治体の議会議員の期末手当の支給状況を見ると、若狭町議会議員は、当時でも県内で最低水準となっていました平成30年度の改正以降、据え置きしており、例年出される人事院勧告に基づき、都度、期末手当の改正を実施しているほかの自治体の議会議員との格差が大きくなる状況となっております。

そこで、人事院勧告の内容、また、県内ほか自治体議会議員の状況なども勘案した上で、若狭町の議会議員の期末手当の基準月数を特別職の基準月数に合わせる形で年間3.5か月とし、あわせて、令和8年の支給からは、期末手当を受ける若狭町特別職の例によることとする改正を提案するものです。

以上、提出者の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、最終日に採決することとします。

～日程第7 議案第65号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第7、議案第65号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第65号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、生産性の向上と農業経営の安定を図り、また、魅力ある農村集落を形成するため、令和8年度から施行する集落基盤整備事業計画書を策定したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第8 議案第66号から日程第17 議案第75号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第6、議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から日程第17、議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第66号から議案第75号の10議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第66号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億9,914万5,000円を追加し、予算総額を133億3,294万5,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で2,905万7,000円の増額、県支出金で1,615万1,000円の増額、繰越金で1億2,789万4,000円の増額、町債で1,830万円の増額などとしております。

歳出の主なものとしたしましては、まず、人件費につきまして、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与の改正等により、一般会計の人件費で7,212万4,000円の増額となります。

人件費以外の歳出の主なものとしたしましては、総務費で、戸籍住民基本台帳事務事業に27万円など、民生費では、訓練等給付費事業に2,123万6,000円、障害者介護給付費事業に1,960万6,000円、パレア若狭管理事業に198万円など、農林水産業費では、水田農業機械施設等整備事業に552万8,000円、干害対策等特別事業に116万8,000円、漁港各種負担金及び補助金事業に500万円など、土木費では、道路新設改良全般事業に961万8,000円、河川管理事業に383万3,000円、急傾斜地崩壊対策事業に1,044万円など。

次に、消防費では、消防費事業に883万6,000円、教育費では、給食センター費に242万8,000円、中学校教育振興事業に115万8,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第67号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ115万1,000円を追加し、予算総額を13億7,468万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金で115万1,000円の増額としております。

歳出の主なものといたしましては、国民健康保険事業費納付金で、39万7,000円の減額、保険事業費で115万1,000円の増額、基金積立金で39万7,000円の増額などを計上させていただきました。

次に、議案第68号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ122万2,000円を追加し、予算総額を2億4,816万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、繰入金で122万2,000円の増額としており、歳出の主なものといたしましては、総務費で122万2,000円の増額を計上させていただきました。

次に、議案第69号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして、総務費と積立金で予算の組替えをさせていただくものであります。

次に、議案第70号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ684万9,000円を減額し、予算総額を19億7,526万3,000円とするものであります。

介護保険事業勘定で、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で170万9,000円の減額、支払い基金交付金で237万円の減額、繰入金で212万7,000円の減額などとしており、歳出の主なものといたしましては、地域支援事業費で751万4,000円の減額などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定で、居宅介護予防支援事業費に21万1,000円の増額を計上させていただきました。

次に、議案第71号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして、一般管理費で予算の組替えをさせていただくものであります。

次に、議案第72号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第3号）」であります。収益的支出におきまして、営業費用の予算の組替えをさせていただくものであります。

次に、議案第73号「令和7年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出におきまして、営業費用で42万3,000円の減額を計上させていただきます。

次に、議案第74号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第3号）」であります。収益的支出におきまして、営業費用で549万円の増額、財源につきましては

営業外収益で549万円を増額とさせていただき、計上させていただいております。

次に、議案第75号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第2号)」であります。収益的支出の医業費用に311万8,000円を増額し、財源については、営業外収益で311万8,000円を増額を計上させていただいております。

また、資本的支出の有形固定資産購入費に180万円を増額を計上するものであります。

以上、10議案につきまして御説明を申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

上程中の10議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第75号までの10議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、議題となっております10議案については、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第18 議案第76号から日程第28 議案第86号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第18、議案第76号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」から日程第28、議案第86号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」までの11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、議案第76号から議案第86号までの11議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議案第76号から議案第86号までの11議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末の令和8年3月31日で満了いたしますので、令和8年度からの指定管理の相手方の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、指定管理者を指定させていただきます施設につきまして、この後、御説明を申し上げます。

議案第76号では、健康増進施設「ふるさと会館」を「三方区」に、朝霧あじさい会館を「朝霧区」に、若葉ふれあい会館を「若葉区」に、いこいの家明神荘を「河内区」に、鯖街道伝承館を「せせらぎ区」に。

次に、議案第77号では、縄文の里交流センターを「鳥浜区」に、議案第78号では、自然休養村海山経営管理所を「海山区」に、議案第79号では、若狭町新規就農支援施設を特定非営利活動法人若狭物産協会に、議案第80号では、嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設を合同会社MOTに、議案第81号では、若狭町勤労福祉会館をわかさ東商工会に、議案第82号では、世久見うみべの家を「世久見区」に、議案第83号では、若狭町漁業体験施設を鳥浜漁業協同組合に、議案第84号及び議案第85号では、若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設を社会福祉法人若狭町社会福祉協議会に、議案第86号では、若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設を医療法人筍会に、それぞれ指定させていただきたいと考えております。

以上、11議案につきまして御説明申し上げましたが、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

上程中の11議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第86号までの11議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表の

とおり各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

異議なしと認めます。よって、議題となっております11議案については、各常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。

議案審査のため、明日4日から9日までの6日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊谷勘信議長)

異議なしと認めます。よって、明日4日から9日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前 9時41分 散会)